

○厚生労働省告示第四百八十九号  
薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三  
十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づ  
き、薬事法第三十一条の三第一項第一号及び第二  
号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類  
医薬品及び第二類医薬品(平成十九年厚生労働省  
告示第六十九号)の一部を次のように改正する。  
平成二十年十月八日

厚生労働大臣 岸添 要一  
別表第一中第十三号を削り、第十四号を第十三  
号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第  
十五号とし、第十七号を削り、第十八号を第十六  
号とし、第十九号から第二十三号までを二号ずつ  
繰り上げる。

厚生労働大臣 岸添 要一  
別表第三生薬及び動植物成分の項中第百二十  
一号を第二百三十六号とし、第二百二十一号から  
第二百三十九号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二  
十号を第二百二十四号とし、同号の次に次の二号  
を加える。  
二百三十九 レンケイ。ただし、外用剤を除く。  
別表第三生薬及び動植物成分の項中第百二十  
一号を第二百三十六号とし、第二百二十一号から  
第二百三十九号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二  
十号を第二百二十四号とし、同号の次に次の二号  
を加える。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百三  
十九号を第二百四十四号とし、第二百三号から第  
二百三十八号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二  
号を第二百六号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。  
一百七 ポリミキシンB  
別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百九  
二号を第二百五号とし、第二百九十四号から第二百  
九号までを四号ずつ繰り下げ、第二百九十三号を第  
一百九十一号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。  
一百八 ナノプロフェン  
別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百八  
十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二百三十九号を第  
一百三十一号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百二十  
九号を第二百三十九号とし、第二百二十八号を第二  
百二十九号とし、第二百三十一号から第二百七  
十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二百三十九号を第  
一百三十一号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。  
一百九 テトラサイクリン  
別表第三生薬及び動植物成分の項中第二百三十  
九号を第二百四十五号とし、第二百三十三号から  
第二百三十九号までを六号ずつ繰り下げ、第二百  
三十二号を第二百三十七号とし、同号の次に次の  
二号を加える。  
二百三十九 レンケイ。ただし、外用剤を除く。  
別表第三生薬及び動植物成分の項中第百二十  
一号を第二百三十六号とし、第二百二十一号から  
第二百三十九号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二  
十号を第二百二十四号とし、同号の次に次の二号  
を加える。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百三  
十九号を第二百四十四号とし、第二百三号から第  
二百三十八号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二  
号を第二百六号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。

三十二 オキシテトラサイクリン  
別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百十二  
号を削り、第二百十一号を第二百十二号とし、第二百  
五号から第二百十号までを一号ずつ繰り下げ、第二百  
四号の次に次の二号を加える。

九十五 呕化ナトリウム

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百三  
十九号を第二百四十四号とし、第二百三号から第  
二百三十八号までを五号ずつ繰り下げ、第二百二  
号を第二百六号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。

一百七 ベパリンナトリウム

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百三  
十九号を第二百五号とし、第二百九十四号から第二百  
九号までを四号ずつ繰り下げ、第二百九十三号を第  
一百九十一号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。

一百八 ボリミキシンB

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百三  
十九号を第二百五号とし、第二百九十四号から第二百  
九号までを四号ずつ繰り下げ、第二百九十三号を第  
一百九十一号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。

一百九 テルビナフィン

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百三  
十九号を第二百三十九号とし、第二百二十八号を第二  
百二十九号とし、第二百三十一号から第二百七  
十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二百三十九号を第  
一百三十一号とし、同号の次に次の二号を加え  
る。

別表第三生薬及び動植物成分の項中第二百一十九号を第二百二十三号とし、第二百五十五号から第二百十八号までを四号ずつ繰り下げ、第二百五十四号を第二百五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十八 テンジクオウ。ただし、外用剤を除く。  
百五十九 センボウ。ただし、外用剤を除く。

別表第三生薬及び動植物成分の項中第二百二十八号を第二百三十号とし、第二百三十三号から第二百五十七号までを二号ずつ繰り下げ、第二百五十二号を第二百五十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四 コロハ。ただし、外用剤を除く。

別表第三生薬及び動植物成分の項中第七十一号を第七十二号とし、第二百五十五号から第七十号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 カラセンキユウ。ただし、外用剤を除く。